

(別添)

秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領の改正について

1 改正理由

- (1) 国土交通省における低入札価格調査基準の見直しに伴い、調査基準価格算定時に解析等調査業務費に乗ずる係数を0.8に引き上げる。
- (2) 受発注者間の解釈の相違を防ぐため、端数処理の方法等について明示する。

2 改正概要

秋田県コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領

- (1) 調査基準価格の算定式を改正

第2条

- (1) ④-2 地質調査業務（解析等調査含む）

ハ 解析等調査業務費に乗ずる係数を「10分の8」とする。

- (2) 端数処理等を明示

①詳細調査実施判断

第3条第4項に以下を追記

「なお、(1)～(4)に示す、業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。」を加える。

②別表（第3条関係）

失格判断基準

(1)で得られる額は「千円未満切り捨て」であることを明示。

(2)の各項で得られる額は「千円未満切り捨て」であることを明示。

(3)に以下を追記

「(合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎の額を算定できない場合を含む)」

3 適用期日

平成28年10月1日以降、入札公告等を行う業務の契約について適用する。